令和８年度新潟県立柏崎総合高等学校２年次修学旅行

事業委託プロポーザル募集要領

１　事業概要

　(1) 業務名

　　　新潟県立柏崎総合高等学校２年次修学旅行事業委託

　(2) 事業の目的

①平和学習を通じて、過去の歴史を学び、平和の大切さについて考える機会とする。

②現地の文化・環境に触れ、史跡・名所を訪問し、その特色を理解すること。

③集団行動によって協調・協力する姿勢や、ルールを遵守する態度を養うこと。

④社会の一員としての自覚を持ち、思いやりや感謝の気持ちを持って行動ができる人間性を養

うこと。

　(3) 履行期間

　　 契約締結の日から令和9年3月31日まで

　(4) 参加人数（予定）

　　　126名（生徒121名、引率教員5名）

　(5) 業務内容

　　　別紙「新潟県立柏崎総合高等学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

　(6) 見積額

　　　125,000円程度（税込）

２　参加資格

　　本プロポーザルに参加する者に必要な資格は次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

　(2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること。

(3) 旅行業法施行規則第１条の２第１項または第２項に規定する旅行業務の登録がされていること。

(4) 過去５年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る

研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく

　　破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び

　　その利益となる活動を行う者でないこと。

３　説明会

　 募集公示後、随時実施する。説明会参加を希望する場合は、令和7年4月16日（水）までに、団体名、参加者、連絡先電話番号、FAX番号、メールアドレスをFAXでご連絡ください。

４　参加申込及び提案資格の確認結果の通知

　(1) 参加申込

　　ｱ 提出書類　　各１部

　　　(ｱ) 別紙様式１　「参加申込書」

　　　(ｲ) 別紙様式２　「会社概要」

　　　(ｳ) 別紙様式３　「業務実績一覧表」

ｲ 申込み期限：令和7年4月18日（金）16時（必着）

　　 ｳ 申込み先：問合せ先に同じ

　　 ｴ 方法：持参又は郵送

　(2) 提案資格の確認結果の通知

　　　参加申込をした者全員に対し、令和7年4月23日（水）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

５　募集要領の内容についての質問受付及び回答

　(1) 質問受付

　　 ｱ 期限：令和7年4月30日（水）16時（必着）

　　 ｲ 受付場所：問合せ先に同じ

　　 ｳ 方法：持参、郵送、ファックス（様式任意）、メール

　(2) 回答

　　 ｱ 期日：令和7年5月2日（金）

　　 ｲ 回答先：上記４により申込のあった全参加者

６　企画提案書作成要領

　(1) 提出書類

　　 ｱ 企画提案書　６部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

　　　(ｱ) 基本的な考え方

　　　　　① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

　　　(ｲ) 実施体制

　　　　　① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

　　　　　② 添乗員の実績及び体制

　　　(ｳ) 行程

　　　　　① 交通手段

　　　　　② 宿泊施設の概要、安全性

(ｴ) 事前・事後研修、現地研修

　　　　 ① 研修の内容やねらい、効果

　　　　　② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

　　　(ｵ) 安全管理

　　　 　 ① 研修中の急病や事故など、緊急時の連絡体制や対応

　　　　 ② 保険の内容

　 ｲ 見積書　６部

　　 交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること

（様式任意）

(2) 提出期限

　 ｱ 期限：令和7年5月9日（金）16時（必着）

　　ｲ 提出先：問合せ先に同じ

　　ｳ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

　 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

７　プレゼンテーションの実施

　　提案者に対しては、令和7年5月14日（水）に提案内容のプレゼンテーションを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

８　審査要領

1. 審査方法
2. 以下の審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を選定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
| 受託業務に  対する考え | ①受託業務に対する考え方や方針が明確になっているか。 | ４ |
| 行　程 | ①スムーズで無理のない行程であるか。  ②宿泊施設の安全性は確保されているか。 | ８ |
| 事前・事後  研修 | ①研修のねらいが明確で、現地研修に関わる内容となっているか。  ②創意工夫がなされ、学習効果が期待される提案となっているか。 | ８ |
| 現地研修 | ①研修のねらいが明確であり、多様な経験ができるものとなっているか。  ②添乗員、現地関係職員、現地旅行会社の協力体制は十分であるか。  ③創意工夫がなされ、学習効果が期待できる提案となっているか。 | １２ |
| 安　全 | ①保険の内容、緊急対応時の体制は十分であるか。 | ４ |
| 費　用 | ①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。 | ４ |
| 計 |  | ４０ |

※配点は審査委員１名当たり

９　審査結果の通知

　　審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

10　日　程

　　・募集公示 令和７年４月４日（金）

　　・説明会　　　　　　　　　　　　　　　　　公示後随時

　　・参加申込期限　　　　　　　　　　　　　　令和７年４月18日（金）

　　・参加資格の審査・確認結果の通知　　　　　令和７年４月23日（水）

　　・企画提案書の提出　　　　　　　　　　　　令和７年５月９日（金）

　　・プレゼンテーション実施　　　　　　　　　令和７年５月14日（水）

　　・審査結果の通知　　　　　　　　　　　　　令和７年５月16日（金）

11　契約の締結

　　審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う。（契約

書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令第167条の４の規定のいずれかに該当することとな

った場合、契約の締結を行わないことがある。

　　また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締

結する場合がある。

12　問合せ先

　　〒945-0826　　新潟県柏崎市元城町１－１

新潟県立柏崎総合高等学校　　担当：教諭　水澤　雄

　　　　電話番号：0257-22-5288

FAX： 0257-24-2365

13　その他留意事項

　(1) 提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。

　(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

　(3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成すること

がある。

　(4) 提出された提案書等は返却しない。

　(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式４「参加申込辞退書」を提出すること。

　(6) 失格事項

　　　次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

　　 ｱ　本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

　　 ｲ　記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

　　 ｳ　期限後に提案書を提出した者

　　 ｴ 本要領中１(6)の見積額を著しく超えた見積額を提案した者